

2002年6月11日

公的年金制度に対する国庫負担と年金税制のあり方について

年金部会委員

岡本 康男

矢野 弘典

1. 基礎年金制度の国庫負担のあり方について

基礎年金の国庫負担のあり方を考えるにあたっては、以下の諸点を考慮する必要がある。

第1に、基礎年金が全国民の老後の基礎的生活の一部を等しく保障する役割があること。

第2に、経済のグローバル化に伴うわが国経済を取り巻く厳しい環境、雇用形態の多様化による従来型の雇用システムの変化などを勘案すると、保険料の賦課ベースが長期的かつ安定的に伸びることは期待しがたく、また生産年齢人口比率の低下を併せ考えると、現役世代の所得に対する直接的な負担によって財源を賄い続けることは、経済社会の活力を大きく損ないかねないこと。

第3に、年金の給付方法は全国民共通でありながら、保険料の負担方式が職業によって異なっていることに加え、給付費の1/3に対して国庫負担が投入されている結果、社会保険方式と称しながら、給付と負担の関係が曖昧となり、分かりにくく不公平な仕組みとなっていること。

第4に、国民の間に制度に対する不信感が高まっており、特に第1号被保険者に相当数の未納者・未加入者が存在しているために、制度の本来の姿である国民皆年金とはなっていないこと。

以上を踏まえると、現行制度を公平で分かりやすい仕組みに変えていくことが先決であり、国庫負担のあり方についても、現在の仕組みを前提に考えるのではなく、制度の見直しを視野においた議論を行うべきである。

基礎年金の財源のあり方としては、前回の部会で意見書を提出した通り、国民が広く薄く負担する間接税方式に移行していくべきであり、国庫負担の1/2への引上げもその移行過程の1つと位置づけていくことが望ましい。

現下の厳しい経済情勢を考慮すれば、国庫負担引上げの財源を安易な増税

によって求めることは厳に慎むべきであり、まず不要不急な歳出削減をはじめ徹底した歳出の合理化によって財源を捻出していくことを基本とすべきである。その上で、中長期的に持続可能な制度を構築していく観点から、安定した財源を確保するために、受給者を含め国民が薄く広く負担する消費税を活用していくことが求められる。

国庫負担の1/2への引上げ後、さらに間接税方式のウエイトを高めていくにあたっては、基礎年金の給付水準の見直しをはじめ制度の抜本的な改革が不可欠なことは言うまでもない。

なお、国庫負担の1/2への引上げ時の社会保険料の取扱いについては、中長期的にみて現役世代に対して過度な負担を求めることがない制度を構築していくことを前提に、給付水準のあり方をはじめとする公的年金制度全体の抜本的な改革と整合的な検討を行なう必要がある。

2. 年金税制のあり方について

公的年金等の受給者の課税最低限が現役世代よりも著しく高くなっていることは、世代間における課税の公平性を確保する観点から問題である。年金税制については、拠出時・運用時非課税、受給時課税の原則を徹底し、現役世代の課税最低限を上回らない水準にまで課税最低限を引き下げるべきである。

課税最低限見直しにあたっては、給与所得控除が給与所得者の必要経費の概算控除としての性格を有するのに対し、公的年金等控除が年金受給者に対する税制優遇の性格を強く有しており、縮小・廃止すべきである。

公的年金のスリム化が避けられない状況の中で、国民の老後の所得の確保を図るために、私的年金の一層の充実に向け、税制面から支援を行うことが求められる。また、特別法人税については、運用時非課税の原則から廃止すべきである。

なお、年金税制の見直しの時期については、公的年金制度改革だけでなく、現在、政府・与党で検討されている税制抜本改革のスケジュールとの整合性を十分に確保していくべきである。

以上